

初診時選定療養費の改定についてのご質問と回答



初診時の選定療養費とは何ですか？

「初期の治療は身近な地域の医院・診療所等（かかりつけ医）で、高度・専門医療は200床以上の病院で行う」という医療機関の役割分担の推進を目的として、厚生労働省により制定された制度です。

この制度で、当院のような200床以上の病院は、初診時に他の医療機関の紹介状を持参されずに受診された場合、患者さんが特に当該病院において受診することを希望されたものとして、医療費のほかに、「特別な料金」としてご負担いただくことが、認められています。



紹介状がないと、荻窪病院では

初診の診察をしてもらえないのですか？

紹介状がなくても診察は受けられますが、その場合は初診時の選定療養費として、初診料とは別に5,400円（税込・H28年4月1日改定）をお支払いいただくこととなります。

できるだけ、身近な「かかりつけ医」のお医者さんを受診していただき、必要に応じて紹介状を出してもらってから、ご来院ください。



初診の人は、必ず、選定療養費を請求されるのですか？

次のいずれかに該当し、紹介状をお持ちでない方は、ご負担いただくこととなります。

- ・当院を初めて受診される方
- ・以前、当院を受診され、その時の治療が終了し、その後、新たに受診される方
- ・ご自身の判断で治療を中止され、一定期間経過後受診される方 など

なお、次のいずれかに該当する方は、ご負担は不要です。

- ・他の医療機関の紹介状を持参された方
- ・救急車で搬送された方
- ・今回の診療科は初めての受診であるが、現在、当院の別の診療科を継続的に受診されている方
- ・特定の疾病や障害等により各種公費負担制度の受給対象となっている方 など



なぜ、5,400円なのですか？

他の医療機関を受診して紹介状をお持ちの患者さんと、お持ちにならずに受診された患者さんの負担額のバランスを考慮して設定しております。



なぜ、この時期に料金改定を行うのですか？

厚生労働省が「大きな病院と地域の「かかりつけ医」との役割分担」を推進しています。

こうした中、当院は、救急・重篤な患者さんに高度・専門医療を提供する病院として、その使命を果たすため、日頃からの継続的な診察や初期症状の診察を行っていただく「地域の診療所クリニック（かかりつけ医）」と連携し、役割分担を進めております。

また、こうした役割分担についてご理解いただくための広報等も行っております。

しかしながら、現在、紹介状をお持ちでない初期症状の患者さんの割合はまだ多く、当院の使命とする救急・重篤な患者さんへの治療に支障を来しております。こうしたことから、料金改定をさせていただくことになりました。

H28年3月25日

荻窪病院